

最高裁秘書第479号

令和6年3月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

外為法違反被告事件（起訴日は令和2年3月31日及び同年6月15日）につき、逮捕状、勾留状、勾留延長及び保釈請求の各雑事件の担当裁判官の氏名が分かる文書（例えば、既済事件一覧表）

(2) 苦情の申出がされた日

令和5年6月20日付け（同月23日受付）

2 答申番号

令和5年度（情）答申第37号

担当課 秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240